

# 労協センター事業団

## 福祉用具専門相談員指定講習 運営規定

- 第一条 開講目的  
労協センター事業団が開設する福祉用具専門相談員指定講習(以下、講習という)の適正な運営を確保するため、管理運営に関する事項を定め、講習の修了者が適正かつ質の高い用具の提供及び相談サービス提供の実行に資するため、研修指導を目的とする。
- 第二条 運営方針  
講習の運営者、講師及び関係職員は、サービス対象者に対し、適切な支援の実施を旨とする福祉用具専門相談員の養成を目指した講習にする。
- 第三条 講習名称  
1.名称 企業組合労協センター事業団 福祉用具専門相談員指定講習  
2.所在地 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル
- 第四条 講習実施場所  
1. 宇都宮地域福祉事業所 栃木県宇都宮市屋板町 251-1  
2. 那須塩原地域福祉事業所 栃木県那須塩原市東小屋 353-1  
3. その他 栃木県内での開講は変更届として申請する。
- 第五条 講習期間  
1 回の講習の講習期間は 3 ヶ月以内の範囲内で修了する。
- 第六条 講習課程  
教科名とその細目の内訳時間数は別紙にて添付するものとする。
- 第七条 講習内容および講師氏名  
講習内容、講師氏名は各講習の開講前に提出するものとする。
- 第八条 修了評価の実施方法  
筆記の方法による修了評価(1 時間程度)を実施する。

第九条 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い  
講習を全過程修了した受講生に対し、修了証明書を授与することとする。  
やむを得ない事由により、講義を欠席した受講者に対しては補講を行うものとする。この場合の補講の講師代および講師交通費は受講者の負担とする。

第十条 年間の開講時期  
別紙にて添付する。

第十一条 受講手続き  
受講申込手続きは、各講習での対応とするものとする。

第十二条 受講料について  
受講料は 50,000 円とする。但し物価水準等により料金が不適切となった場合に見直しを行うものとする。  
上記金額の他にテキスト代は受講料の中に含めず、受講者の実費負担とする。

#### 附則

施行期日  
この運営規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。